

平成24年度稲敷市農業委員会第9回総会

〔9月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について  
日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届について  
日程 6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について  
日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について  
日程 8 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について  
日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程10 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程11 議案第5号 稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について  
(利用権設定)
- 

**本日の会議に付した事件**

- 日程 1 会議録署名議員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 報告第5号  
日程 7 議案第1号  
日程 8 議案第2号  
日程 9 議案第3号  
日程10 議案第4号  
日程11 議案第5号
- 

**出席委員**

1番 宮本 昇 君 18番 山口 幸一 君

2番	関口邦子君	19番	宮本善助君
3番	蛭原一君	20番	保科進君
4番	村山文雄君	21番	清原寿君
5番	篠崎惣壽君	22番	加納昭君
6番	松本文雄君	23番	飯塚恒雄君
8番	川島昇君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	26番	沖野谷秀雄君
11番	山崎健一君	27番	永長秀敏君
12番	坂本富男君	28番	澤邊雅之君
13番	秋本精一君	29番	遠藤一行君
14番	篠崎文夫君	30番	糸賀泰夫君
15番	坂本一雄君	31番	山下恭一君
16番	古澤真和君	32番	高須一郎君
17番	井戸賀吉男君		

#### 欠席委員

7番 吉岡一仁君

#### 出席説明員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 9月9日（日） 第10回あずまミルキークイーン収穫祭  
於 生涯学習センター  
出席者 加納 昭会長，秋本会長職務代理
- 9月13日（木） 農業体験学習「さつまいも収穫作業」  
於 稲敷市東大沼地先  
出席者 加納 昭会長，農業委員

---

午後2時14分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成24年9月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は7番吉岡一仁委員の1名であります。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。  
お諮りいたします。署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は15番坂本一雄委員、16番古澤真和委員、両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 1ページをお開き願います。

報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、新橋字町田、田2筆、8,708平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほど、よろしくお願ひします。

---

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願ひます。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願ひます。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、浮島字妙岐、田2筆、1,996平方メートルでございますが、平成23年12月19日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在委託により耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号2番、下須田字神田ほか1地区、田6筆、12,708平方メートルでございますが、平成23年8月5日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は自作として耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号3番、八筋川字ト杭ほか2地区、田12筆、畑3筆、計15筆、43,947平方メートルでございますが、平成24年7月3日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作として耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号4番、上君山字大塚ほか7地区、田4筆、畑16筆、計20筆、19,757平方メートルでございますが、平成23年9月23日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作として耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号5番、東大沼字台方、畑1筆、42平方メートルでございますが、平成24年2月25日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作として耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号6番、町田字関場ほか1地区、田1筆、畑1筆、計2筆、4,444平方メートルでございますが、平成24年6月2日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作として耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号7番、上君山字宮ノ下、田2筆、79平方メートルでございますが、平成元年12月15日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作として耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

以上、よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

---

**日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知についてを議案といたします。事務局より報告願います。森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号1番、下須田字神田ほか1地区、田3筆、6,021平方メートルでございますが所有者の要望により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

---

**日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について**

○議長（加納 昭君）続きまして報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、松山字柳町ほか2地区、田6筆、2,153平方メートルございますが、茨城県稲敷土地改良事務所が行う大宿・君賀地区経営体育成基盤整備事業の道路用地として使用するため届出があったものでございます。農地法第5条第1項第1号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認した結果問題ものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

---

**日程 6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について**

○議長（加納 昭君）続きまして報告第5号、民事執行法等による農地等の売却に伴う

現況照会についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 7ページをお開き願います。

報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。

受理番号1番、稲敷市長より照会のあったものでございます。佐原組新田字伊佐部、田3筆、1、310平方メートルについてでございますが、さる、7月23日担当委員と事務局で現地確認をいたしました。調査の結果申請地は農地法の農地に該当いたしますので買受適格者証明書を要する旨報告をいたしました。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 8ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買による所有権移転81件、贈与による所有権移転2件、使用貸借権設定1件の計84件でございます。

受理番号1番、新橋字町田、田2筆、8、708平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により農業経営規模拡大目的に既得するものでございます。8月21日に農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室に於いて面談をいたしました。受人は主に水稻とレンコンを作付けしている農業者で農業経営面積は919アール、農業従事日数は200日でございます。所有の農地には休耕地はなく違反転用も無いものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。

以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、飯出字飯出、田1筆、313平方メートルについてでございますが、渡人は狭小な農地で利用しにくいいため、隣接農地の所有者に譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確

認をいたしました。

受理番号3番、飯出字飯出、田1筆、203平方メートルについてでございますが、渡人は狭小な農地で利用しにくいいため、隣接農地の所有者に譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、こちらについては、受人と渡人の譲渡及び譲受の理由が逆になっておりますので入れ替えの方をお願いします。江戸崎字中野原ほか3地区、田7筆、計5、780平方メートルについてでございますが、渡人は耕作地が遠く耕作に不便なため譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

9ページをお開き願います。

受理番号5番、柴崎字寄居下ほか5地区、田6筆、畑2筆、計8筆、計7、550平方メートルについてでございますが、財産管理人が財産を処分するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号6番、高田字渡場ほか2地区、田3筆、計5、128平方メートルについてでございますが、渡人は相続した農地を耕作できないため、譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番、柴崎字田向、田1筆、2,030平方メートルについてでございますが、渡人は資金が必要なため、譲渡するものであります。

調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号8番、浮島字竹ノ下、畑1筆、269平方メートルについてでございますが、渡人は農業後継者へ譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

10ページをお開き願います。

受理番号9番、浮島字九良辺、外11地区、田17筆、畑13筆、計30筆、計24,563平方メートルについてでございますが、農業者年金受給のため使用貸借権の再設定をするものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添

付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

○議長（加納 昭君）はい、森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、受理番号10番から受理番号84番まで私の方から説明をさせていただきます。

11ページをお開き願います。

この件につきましては、7月総会時に概要説明ということで、説明させていただきました。境島字西浦地区の国有農地の払い下げに伴う3条申請でございます。渡人はすべて財務省水戸財務事務所でございます。申請件数でございますけれども、受人が稲敷市の者が7件、行方市が1件、潮来市の者が67件、計75件の申請でございます。まず稲敷市分7件について、ご説明いたします。

受理番号10番、境島字西浦、田1筆、2,097平方メートル、

受理番号11番、境島字西浦、田1筆、407平方メートル、

受理番号12番、境島字西浦、田1筆、1,440平方メートル、

受理番号13番、境島字西浦、田1筆、1,440平方メートル、

受理番号14番、境島字西浦、田1筆、1,440平方メートル、

受理番号15番、境島字西浦、田1筆、2,880平方メートル、

受理番号16番、境島字西浦、田1筆、1,440平方メートル、

でございますが、財務省が国有農地を払い下げするものでございます。調査の結果は調査書のとおりで、いずれも農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も確認いたしました。

次に行方市分の説明をいたします。

受理番号17番、境島字西浦、田1筆、1,440平方メートル、であります。同様に国有農地の払い下げをするものであります。調査の結果は調査書のとおりで、いずれも農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も確認いたしました。

それでは、潮来市分67件について、ご説明いたします。

受理番号18番から84番までになります。前段と同様、国有農地を払い下げするものであります。本67件につきましては、件数が多岐にのぼるため受人の調査については、当農業委員会会長から潮来市農業委員会会長宛て調査依頼をいたしました。潮来市からの調査報告書、67件の報告書に基づき担当調査員による審査を行いました。調査、審査の結果は調査書のとおりで、いずれも農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も確認いたしました。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番については、農林振興公社の案件ですので調査報告を省略い

たします。受理番号2番から3番について糸賀泰夫委員より報告願います。

○20番（糸賀泰夫君）20番糸賀です。受理番号2番，3番について報告します。9月18日に井戸賀委員と受人の調査し，申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農地効率利用要件については，周辺の農地について休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しております。農業従事要件は農作業従事日数200日であります。農業経営面積要件については経営面積150アールであります。地域調和要件については，周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じると考えられません。以上調査の結果，買受人となる4つの要件をすべて満たしており，報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番について，山崎委員より報告願います。

○11番（山崎健一君）受理番号4番，11番山崎です。受理番号4番について報告させていただきます。9月24日に聞き取り調査を行いまして内容に間違いがないことを確認いたしました。受人の経営面積は208アールであります。農機具の所有状況であります。トラクター，田植機，コンバイン各1台を所有しております。以上のような調査の結果，受人となる許可要件を満たしております。問題がないことと考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について，濱田委員報告願います。

○25番（濱田昭一君）25番，濱田です。受理番号5番について報告いたします。9月20日に受人を調査し，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であり，全部効率利用要件は所有の農地に休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター，田植機，コンバイン，乾燥機を1台ずつ所有しております。常時従事要件については，農作業従事日数が150日あります。農業経営面積が256アールあります。地域調和要件については，周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上，調査の結果，買受人となる4つの要件を全て満たしており，報告書のとおり，間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について，高須委員より報告願います。

○32番（高須一郎君）32番高須です。受理番号6番について報告いたします。9月23日に受人の調査をし，申請内容について間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であり，全部効率利用要件は所有の農地に休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しております。なお，トラクター以外の農機具は，共同購入し利用しております。常時従事要件については，農作業従事日数90日あります。農業経営面積要件については167.4アールあります。地域調和要件については，周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められませ

ん。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおりで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号7番について、千勝委員より報告願います。

○10番（千勝 忠君）10番千勝です。受理番号7番について報告いたします。9月20日受人の調査をし、申請内容について間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であり、全部効率利用要件については所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各1台を所有しております。常時従事要件については、農作業従事日数100日であります。農業経営面積要件については経営面積930アールであります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあるとは認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおりで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）では、次に受理番号8番から9番について宮本 昇委員より報告願います。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号8番、9番について報告いたします。9月22日に受人の調査を小貫委員といたし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。全部効率利用要件については所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。常時従事要件については、農作業従事日数250日であります。農業経営面積要件については経営面積312アールであります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあるとは認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしております。報告書のとおりで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、10番から16番について関口委員より報告願います。

○2番（関口邦子君）2番関口です。受理番号10番について報告いたします。9月20日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件は所有の農地に休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を1台ずつです。常時従事要件については、農作業従事日数が180日であります。農業経営面積要件については農業経営面積が124アールです。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあるとは認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり、間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

2番関口です。受理番号11番について報告いたします。9月20日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者で

あります。全部効率利用要件については所有の農地に休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。常時従事要件については、農作業従事日数が100日であります。農業経営面積については経営面積が117アールです。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり、間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

2番関口です。受理番号12番について報告いたします。9月21日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件は所有の農地に休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台ずつです。常時従事要件については、農作業従事日数が250日あります。農業経営面積要件については農業経営面積が398アールです。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり、間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

2番関口です。受理番号13番について報告いたします。9月21日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件については所有の農地に休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台、コンバインにつきましては委託をしております。常時従事要件については、農作業従事日数が100日あります。農業経営面積要件については農業経営面積が321アールです。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり、間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

2番関口です。受理番号14番について報告いたします。9月21日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件については所有の農地に休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台です。常時従事要件については、農作業従事日数が150日あります。農業経営面積要件については農業経営面積が129アールです。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり、間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

2番関口です。受理番号15番について報告いたします。9月21日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者で

あります。全部効率利用要件については所有の農地に休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台です。常時従事要件については、農作業従事日数が300日であります。農業経営面積要件については農業経営面積が737アールです。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり、間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

2番関口です。受理番号16番について報告いたします。9月21日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件つきましては所有の農地に休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台です。常時従事要件については、農作業従事日数が200日であります。農業経営面積要件については農業経営面積が527アールです。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり、間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○24番（飯田 稔君）議長

○議長（加納 昭君）はい

○24番（飯田 稔君）議長、すみませんが進行上のご意見を申し上げたいのですが、たいへん読み上げることはたいへんと思うので、質疑があったら受けるということで進行願えればありがたいと、おはかり願いたい

○議長（加納 昭君）もう1件だけ、行方市だけ、やらせてもらいます。では、17番について保科委員よりお願いします。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号17番について、報告いたします。9月21日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件は所有の農地に休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機1台ずつです。常時従事要件については、農作業従事日数が150日あります。農業経営面積要件については農業経営面積が191アールです。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおりで、間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号18番から84番について、私、加納より報告させていただきます。22番加納です。受理番号18番から84番までについて調査報告いたします。さる9月18日、私、加納、関口邦子委員、保科 進委員及び事務局出席のもと審査会を開催いたしました。潮来市から提出された3条調査報告書に基づき67件の審査を行いました。審査にあたり提出された3条審査報告書には、潮来市農業委員会会長の会長

印が押印されており、基本的にはこれを尊重することで調査員の意見が一致いたしました。67件それぞれの確認、所有農地の状況、機械の所有状況、農業従事日数、農業経営面積について詳細に審査を行いました。審査の結果すべてにおいて、全部効率要件、常時従事要件、農業経営面積要件、地域調和要件の4つの許可要件をすべて満たしており許可相当と考えられます。以上よろしく審議をお願いいたします。これで報告を終わりにいたします。

それでは、調査委員の調査報告を終了しこれより質疑を認めます。質疑ありませんか

○議長（加納 昭君）質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程8 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）24ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。稲敷市が行う公売物件に対する買受適格証明の交付について1件でございます。

受理番号1番、公売物件、新橋字町田ほか1地区、田2筆、計4、487平方メートルについてでございますが申請人は自宅周辺の農地が公売物件なったため規模拡大を目的とし買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおり、提出すべき必要書類も合わせて確認いたしました。以上で議案第2号、受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について沖野谷委員より報告を、お願いいたします

○26番（沖野谷秀雄君）26番沖野谷です。受理番号1番について報告いたします。9月24日に受人の調査をし、申請の内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。全部効率利用要件については所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクターが1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、その他に蓮堀機を3台所

有しております。常時従事要件については、農作業従事日数が200日であります。農業経営面積要件については経営面積が279アールです。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり、間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についての採決をいたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付すること賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定 について

○議長（加納 昭君）つづきまして、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）25ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、阿波崎字阿波崎、田1筆、758平方メートルについてでございますが、申請人は送電線の鉄塔補強工事に伴う工事用地として平成25年1月31日まで一時転用するものであります。鉄板を敷き、周囲をロープ及びフェンスで周囲を区切り、仮設の休息所、工具小屋、トイレを設置します。申請地は、都市計画区域非線引区域、農振農用地区域内であり、土地改良区域内であります。農地区分は第1種農地と考えられます。

受理番号2番、羽賀字粟谷津、田2筆、計282.40平方メートルについて及び受理番号3番、羽賀字粟谷津、田1筆、394.21平方メートルについて及び受理番号4番、羽賀字粟谷津、田1筆、130.66平方メートルについてでございますが、申請人は砂利採取事業の進入路としてとして一時転用するものであります。進入路には鉄板を敷き利用します。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第1種農地と考えられます。

受理番号5番、堀川字北作、畑1筆、125平方メートルについて及び受理番号6番、

堀川字八幡台，畑4筆，計807平方メートルについて及び受理番号7番，堀川字八幡台，畑1筆，32平方メートルについてでございますが，申請人は埋立て事業の進入路としてとして一時転用するものであります。進入路には鉄板を敷き利用します。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域内であります。農地区分は第1種農地と考えられます。

受理番号8番，堀川字八幡台，畑1筆，509平方メートルについてでございますが，こちらも申請人は埋立て事業の進入路としてとして一時転用するものであります。進入路には鉄板を敷き利用します。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域内であります。農地区分は第1種農地と考えられます。

以上で議案第3号受理番号1番から8番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でございましたが調査員の調査報告をお願いします。受理番号1番について永長委員より報告願います。

○17番（永長秀敏君）17番永長です。受理番号1番について，さる22日，蛭原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで農地法第5条第2項各号に該当しないものであり農地転用許可基準を満たしているものと思われま。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。また，周辺の農地にも迷惑のかからないことから許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号2番から4番を山崎委員より報告願います。

○11番（山崎健一君）11番山崎です。受理番号2番，3番，4番について9月21日に村山委員と事務局で現地調査ならびに申請書類の審査を行いました。審査の結果は報告書のとおりであります。農地法第5条第2項各号に該当しないものであり農地転用許可基準を満たしているものと思われま。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。また，周辺の農地にも迷惑のかからないことから許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号5番から8番を川島委員より報告願います。

○8番（川島 昇君）8番川島です。受理場番号5番，6番，7番，8番について，さる21日に古澤委員と事務局で現地調査ならびに申請書類の審査を行いました。審査の結果は報告書のとおりであり，農地法第5条第2項各号に該当しないものであり農地転用許可基準を満たしているものと思われま。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。また，周辺の農地にも迷惑のかからないことから許可相当であると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めま。質疑ありませんか，はい

○10番（千勝 忠君）受理場番号5番から8番についてですが，前回に埋め立て許可しなかった。また，こういうふうに埋め立てるのですか，進入路，進入路だけなら埋め立ててもしょうがないと思うのですよ

○議長（加納 昭君）今、説明します。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）埋め立てに関しましては、農地は入っておらず山林の地目山林部分の埋め立てとなっております。で、埋め立ての申請の方なのですが、現在、向こうも申請中でありまして、こちら進入路の方と同時に作業が進んでおります。どちらか一方だけが許可が下りるということは無いようになっております。以上です。

○議長（加納 昭君）千勝さんよろしいですか

○10番（千勝 忠君）わかりました。

○議長（加納 昭君）その他、質疑ありますか

○29番（遠藤一行君）千勝委員さんとほとんど同じなのですが、ようするに、前回埋立地ということで新利根地区の委員さんから、だいぶ厳しい意見が出た。その様な中で出たやはり埋め立てに関する進入道路ということで・・・いかななものか・・・両方進行中という、・・・また、事務的なことで進んでいる・・・

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）埋め立ての方なのですが以前に農地も含みで不許可関係のところの今回は、山林部分という形で出てきておりまして、本体部分に関しましては、農地はございませんので、こちらの方では意見を言うことはできないのですが、進入路ということで厳しいご意見は出てくるかと思っておりますが、ただ、農地法上、前回のよう埋め立ての土、持ってくるものが決まっていなから、不許可相当とか形で、今回は、不許可にする理由というものが見当たらないかと思っております。本体工事を止めるために進入路の方で許可出さないということは、現在の農地法上では不許可にできる案件ではないのですので、とりあえず埋め立ての方の許認可の方をどのような形で出てくるか内の方では待っていることしかできないかと思っております。そのくらいしか農地法サイドとしては、言えるところがありませんので、すみません。

○6番（松本文雄君）何課で担当するのですか

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）市の窓口としては生活環境課で、許認可としては、県の許可となります。

○6番（松本文雄君）目的は何になるのですか

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）埋め立て事業となります。

○6番（松本文雄君）現に平らになっているでしょうよ、現況見たら、あれ以上盛ったら山になってしまうよ

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）盛って山にするような設計が出てきております。

○6番（松本文雄君）目的は山なのですか

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）地目が山林のところ土を盛って山にする申請が出てきているので厳しいところがあると思っております。

○6番（松本文雄君）どうゆう土をもってくるのですか

○農業委員会事務局局長（森川春樹君）すみません、今、土の話なのですが、今回は進入路の案件についての審議になりますので、向こうの内容については、農地以外の部分に埋め立てをする。ここで、あまり踏み込むことはできないかなと思っております。

○6番（松本文雄君）何か関係があるからきているようなもの、そうだったら全然関係ないと同じでしょうよ、量も解らないし、ものも解らないし、平らな所へ山にするから木を植えるのに土、持ってくるの

○農業委員会事務局局長（森川春樹君）埋め立ての関係の書類を見えていますけど、盛り土の量は16,000立方メートル、16,745立方メートル計画です。

○6番（松本文雄君）どちらか持ってくるのですか、それは、もってくるものがわからない、場所もわからない・・・

○議長（加納 昭君）10分ほど休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長（加納 昭君）再開いたします。質疑ありますか

○4番（村山文雄君）盛土の目的をはっきりしてもらえないと、農地法上は問題ないとしても、仮に悪い方向に行った場合は、その行為を助長するような形になるので盛土の目的がなんなのか、はっきりしてから許可した方がいいのではないのか

○議長（加納 昭君）許可そのものが、県の環境課に権限があるわけです。

○4番（村山文雄君）何のために盛土するのか、土地計画して有効利用図るのか言っっては悪いけど、ただの残土を捨てるだけの目的では・・・

○6番（松本文雄君）そういう前例が、美浦でもたくさんあるわけでしょう、成田の印旛沼のところの山などもきれいに土取ってしまった。いつの間にか・・・より高くなってしまった。そして逃げていったよ、かならずなるよ

○議長（加納 昭君）農業委員会としての限界があると思うのですよ

○24番（飯田 稔君）難しい問題かと思えますけど、もっとほんとなのかね、産廃みたいなものなのか、埋め立てするものは何なのか、つかんでないのですか農業委員会では、普通ね、埋め立ては、残土で許可が必要なのだよね、普通ならどこから発生した土なのか、そういうこと・・・ないと農業委員会として問題化した時に困ると思うのですよ、やっぱり少し内容について調査する時間をおいてね、次の委員会あたりか、その次の委員会あたりに決定するには遅くないような気もするのですがね、これだけ・・・点が出ている訳ですから、あのその良く解らないのですが許可出すことの急ぐ理由はあるのですか、今日決めようとする理由ということは、そういうことでしょうか調査してもらいたいと言っている訳だから、それを今日決めるということは急ぐことだから、急ぐ理由は何かあるのですか

○農業委員会事務局局長（森川春樹君）特に急ぐ理由はありません

○24番（飯田 稔君）説明できる資料とか何か作ったらいいでしょう。これ業者さんもいることだし、埋め立てしようと、聞き取りすることもできるでしょう、委員会で、できないですか、そういうご意見です。

○議長（加納 昭君）解りました。一応急ぐというかそういうことではないのですが、事務局で議案として受付して、何日以内で進達しなさいと決まりがありますので、その・・・があつて今月かけたということです。

○8番（川島 昇君）各委員さんから貴重な意見がでた訳ですから、その意見を添付して進達する訳にはいかないですか

○議長（加納 昭君）それはできます。

その場合には、許可相当にするのか、不許可相当にするのかどちらかに決めてもらうしかない

○4番（村山文雄君）今まで聞いていたのだけでも、目的がはっきりしないと我々、それを許可すると、仮に先に言ったように・・・助長する形になってしまう。開発の方と、あるいは環境の方と連絡をとりあってやった方がいいのではないか目的が何なのか、盛土して嵩上げしてそのように書いてあるでしょう。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）目的が盛土で、さらにその上で何すると理由ではない・・・

○4番（村山文雄君）何のために盛土をするのか

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）そこまで残土条例で求めているのです。

県の残土条例では、前回の不許可出した時もそうだったのですが、あちらではどこから持ってくる土かまでは許可の段階では求めているので・・・

○6番（松本文雄君）これは備考欄にでもはっきりしたことを書いていなければだめだよ法律には無くてもこういう場所から発生したものをこういう場所へ持ってくる、土質はどのような質だと、いうことぐらいは書いてくれないと。

○27番（永長秀敏君）県でそういうの、無いのですか

○議長（加納 昭君）県条例であります。

○27番（永長秀敏君）どこで発生するか埋め立てする・・・町でもやったよ、残土持ってくる。どこで発生する。それが普通だ。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）先ほどと同じ説明でダブるのですが、農地を埋め立てる場合は何処からどういう土を持ってくる必要があるので前回は不許可ということにいたのですが、今回、山林なので山林の場合、何処からと必要ではない。許可要件無い。そのことについて農地法で何処から持ってきたとかいうのは、難しいのではないかと思います。

○6番（松本文雄君）農業委員会ではなく企画課なら企画で監視するのでしょうか。そこには発生地も何でもわかるのでしょうか。どこから持ってくるのとか、それからでいいのではないか、向こうでハッキリして、これだけの量が来ると、土の質はこういう質だと解ってからでも・・・先取りして、これはおかしい

○24番（飯田 稔君）残土の質によっては、周辺500メートル以内の住民の・・・発生土問題化してから賛成とか反対とかではなくて考えて対応した方が

○議長（加納 昭君）農業委員会としては飯田委員が言われたとおり意見を添えて進達するか、それぐらい・・・

○6番（松本文雄君）企画の方で、様子を見て許可を出したら、間違いないということだから、それだったら農業委員会で許可出したらどうかこちらから先に許可を出したら、向

こうでは、おんぶに、だっこ、になってしまう。

○議長（加納 昭君）許可はペアだともう思うのです。農業委員会と県の環境課、片方がだめでも、許可出してもだめになる。これはペアで許可することになると思うのです。

○8番（川島 昇君）不許可にする場合は、その不許可の理由付けが必要なのでしょうか。理由が見当たらない。

○24番（飯田 稔君）市には残土条例はないの

○農業委員会事務局長（森川春樹君）あります。今回は市で管理する面積を超えていますので、茨城県の県条例が該当します。

○農業委員会事務係長（井戸賀 輝行君）5,000平方メートル以上の面積の埋め立てについては、県の許可になるので、県の判断になります。

○24番（飯田 稔君）意見は市でも出せるでしょう。地元の意見。

○農業委員会事務係長（井戸賀 輝行君）意見書は、農業委員会を出すのではなく、生活環境課から稲敷市としての意見書を出します。埋め立てに関しては、

○13番（秋本精一君）みなさんの意見がいろいろあってたいへんだと思うので一応今回は、保留としてみなさんの意見とか要望をもう一度、書類なり、説明ですか、資料を集めてもらって説明してからでも良いのではないかと、埋め立ての方は農業委員会の許可に関係はないと思うのですが、その書類のなかで地主さんがどういう考えをしているか、ただ許可をもらいたくて、ハンコ押しただけなのか、そして、いままで山だったところを平地に、平らにして、また、土もって山にするかそのへん不思議なので、そういうところ調査したら・・・

○議長（加納 昭君）川島委員、地権者はどういう意見・・・でてない

○8番（川島 昇君）そう言うのは出てない

○議長（加納 昭君）それでは、みなさんの意見を尊重いたしまして、今回の総会においては。この案件については保留して、もう少し申請者にたいして詳しい内容の申請をしてもらうことで、保留ということでもよろしいでしょうか

〔異議なしの声あり〕

○議長（加納 昭君）保留といたします。続きまして議案第3号、受理番号1番から4番についてを採決したいと思います。1番から4番までの賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）では、賛成多数と認めます。よって、本案は許可相当として進達意見を決定いたします。その受理番号5番、6番、7番、8番については保留といたします。申請者の当事者に事業内容等々を報告してもらうことで、保留ということでもしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（村山文雄君）調査報告も許可相当とあるが破棄するということですか、許可相当と書いてあるが

○農業委員会事務局長（森川春樹君）調査報告ですね、それはあくまで調査員の調査報告ですので、それはそのままです。委員会で審議した結果です。

○4番（村山文雄君）土地利用計画の中に土地改良区域内と書いてあるが

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）過去に土地改良をした区域ではありますが、組合以外でやったと思います。現在はその土地改良区は存在しておりません。ただ、過去に土地改良を行っただけです。組合施工かなにかで区画整理を土取の跡地をしたということです。

○議長（加納 昭君）では、次の議案についてよろしいでしょうか

---

#### 日程10 議案第4号 現況証明願いに対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）議案第4号、現況証明願いに対する証明書の交付についてを議案といたします。事務局の説明をお願いします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）27ページをお開き願います。

議案第4号、現況証明願いに対する証明書の交付についてでございます。転用事実証明書の交付1件、非農地証明書の交付1件、計2件でございます。

受理番号1番、太田字堀川、田3筆、1、979平方メートルについての登記地目変更のための転用事実証明書の交付でございます。平成4年9月16日付け南総農政指令第143号資材置き場で許可を受けております。

受理番号2番、椎塚字浦向ほか2地区、畑1筆、田2筆、計3筆、309平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。平成元年頃より資材置き場及び宅地として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されております。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でありましたが調査員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番を川島委員より報告、お願いいたします。

○8番（川島 昇君）8番川島です。受理番号1番について、さる21日、古澤委員と濱田委員と事務局で申請書類の審査及び現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明とおりで間違いはなく現在は資材置き場として利用されていることを確認いたしました。また、申請書類を確認いたしましたが、問題はありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番を篠崎惣壽委員より報告願います。

○5番（篠崎惣壽君）5番篠崎です。受理番号2番について報告いたします。さる21日松本委員と村山委員と事務局で申請書類の審査及び現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明とおりで間違いはなく20年以上前から資材置き場として利用されていることを確認いたしました。申請地は周辺の農地に影響はなく問題はないと思います。また、申請書類を確認いたしましたが、問題はありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）これで質疑を終了いたします。これより、議案第4号、現況証明願いに対する証明書の交付についてを採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり証明書を交付することを決定いたしました。

---

### 日程 1 1 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしくをお願いします。

説明の前に、議案の訂正をお願いします。

35ページなのですが、受理番号26番と27番の小作料の欄が、2段書きになっていますので、受理番号26番については、米2.5俵、受理番号27番については、米2俵の部分の削除をお願いします。

それでは、説明に入ります。28ページをお開きください。

議案第5号 稲敷市 農用地利用 集積計画 に対する意見決定について（利用権設定）でございます。本件は、農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項の規定による利用権の設定で、今回は、再設定が26件、148筆、21万2,900平方メートル、新規設定が2件、5筆、7,677.34平方メートル、合計28件、153筆、22万0,577.34平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、福田字福田、田2筆、1万0,860平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積603アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、180日の認定農業者です。

受理番号2番、境島字萩原、田7筆、6,937平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積937アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号3番、浮島字尾島ほか1地区、田4筆、6,046平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積594アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号4番、犬塚字辺田下、田1筆、1,505平方メートル、

受理番号5番, 犬塚字荒野, 田3筆, 8, 846平方メートル,  
受理番号6番, 犬塚字荒野, 田2筆, 3, 470平方メートル,  
受理番号7番, 犬塚字荒野ほか2地区, 田4筆, 5, 791平方メートル,  
受理番号8番, 犬塚字辺田下, 田1筆, 792平方メートル, いずれの5件は, 再設定  
で, 利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は玄米60キログラム, 設定を受ける者は, 経  
営面積971アールの水稻を作付けする農家で, 農作業従事日数, 250日の認定農業者  
です。

30ページをお願いします。

受理番号9番, 浮島字稲荷面ほか6地区, 田17筆, 1万6, 444平方メートル, 畑  
2筆, 2, 317平方メートル, 雑種地2筆, 現況田, 91平方メートル, 合計21筆,  
1万8, 852平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は玄米2  
俵, 設定を受ける者は, 経営面積2, 008アールの水稻を作付けする農家で, 農作業従  
事日数, 250日の認定農業者です。

受理番号10番, 鳩崎字本郷, 田5筆, 2万1, 161平方メートル, 再設定で, 利用  
目的は, 稲, 期間は6年, 小作料は, 玄米2俵, 設定を受ける者は, 経営面積609ア  
ールの水稻を作付けする農家で, 農作業従事日数, 300日の認定農業者です。

受理番号11番, 信太古渡字西区, 田1筆, 2, 314平方メートル, 再設定で, 利用  
目的は, 稲, 期間は6年, 小作料は, 玄米2俵, 設定を受ける者は, 経営面積219ア  
ールの水稻を作付けする農家で, 農作業従事日数, 200日の農業者です。

受理番号12番, 曲渕字居下ほか2地区, 田15筆, 2万4, 707平方メートル, 再  
設定で, 利用目的は, 稲, 期間は6年, 小作料は, 玄米2俵, 設定を受ける者は, 経営面  
積650アールの水稻を作付けする農家で, 農作業従事日数, 150日の認定農業者です。

受理番号13番, 橋向字橋向ほか1地区, 田3筆, 3, 982平方メートル, 再設定で,  
利用目的は, 稲, 期間は6年, 小作料は, 玄米2.5俵, 設定を受ける者は, 経営面積8  
29アールの水稻を作付けする農家で, 農作業従事日数, 120日の認定農業者です。

受理番号14番, 阿波崎字北須賀ほか1地区, 田4筆, 1, 424平方メートル, 再設  
定で, 利用目的は, 稲, 期間は6年, 小作料は, 玄米2俵, 設定を受ける者は, 経営面積  
1, 752アールの水稻を作付けする農家で, 農作業従事日数, 300日の認定農業者で  
す。

32ページをお願いします。

受理番号15番, 中島字上の内ほか2地区, 田4筆, 1, 932平方メートル,

受理番号16番, 中島字講谷津, 田1筆, 1, 011平方メートル, いずれの2件は,  
再設定で, 期間は, 6年, 利用目的は, 稲, 小作料は, 玄米150キログラム, 設定を受  
ける者は, 経営面積1, 550アールの水稻を作付けする農家で, 農作業従事日数, 30  
0日の認定農業者です。

受理番号17番, 佐原組新田字高丸ほか2地区, 田5筆, 6, 325平方メートル,

受理番号18番, 佐原組新田字高丸ほか3地区, 田6筆, 9, 600平方メートル,

受理番号19番, 佐原組新田字高丸ほか1地区, 田4筆, 5, 633平方メートル,  
受理番号20番, 橋向字橋向ほか1地区, 田8筆, 1万5, 967平方メートル,  
受理番号21番, 甘田字後田ほか2地区, 田4筆, 4, 292平方メートル,  
受理番号22番, 佐原組新田字釜井ほか2地区, 田15筆, 20, 484平方メートル,  
34ページをお願いします。

受理番号23番, 釜井字前田, 田2筆, 2, 981平方メートル,  
受理番号24番, 佐原組新田字釜井ほか1地区, 田4筆, 5, 509平方メートル,  
受理番号25番, 甘田字神田ほか5地区, 田15筆, 1万3, 352平方メートル,  
受理番号26番, 佐原組新田字高丸ほか1地区, 田5筆, 9, 127平方メートル, 合  
計, 田109筆, 9万3, 270平方メートル, いずれの10件は, 再設定で, 利用目的  
が, 稲, 期間は, 6年, 小作料は, 玄米2.5俵, 設定を受ける者は, 農業生産法人で,  
経営面積は3,629アールです。

受理番号27番, 結佐字下結佐, 田3筆, 1, 952.34平方メートル, 新規設定で,  
利用目的が, 稲, 期間は, 10年, 小作料は, 玄米2俵, 設定を受ける者は, 経営面積2  
31アールの水稻を作付けする農家で, 農作業従事日数, 300日の認定農業者です。

受理番号28番, 柴崎字切上, 田2筆, 5, 725平方メートル, 新規設定で, 利用目  
的が, 稲, 期間は, 3年, 小作料は, 玄米2.5俵, 設定を受ける者は, 新規就農者です。  
さきほど, 総会前に, 新規就農審査会が開かれました。お手元に配布いたしました, 新規  
就農審査報告書のとおり承認されましたので, ご報告いたします。以上, 農業経営基盤強  
化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。  
よろしく, ご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか, 質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長(加納 昭君) それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号, 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権転貸)  
を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長(加納 昭君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議いただきま  
してありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句, 数字, その他の整理を要する件については, その  
整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) それでは, 異議なしと認めます。

これをもちまして、平成24年9月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

午後4時10分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長            加 納            昭            ⑩

15番委員        坂 本        一 雄        ⑩

16番委員        古 澤        真 和        ⑩